

閲覧用

# 南小国町農業委員会総会会議録

平成29年4月10日 開会

熊本県南小国町

## 平成29年度南小国町農業委員会4月総会

1. 開催日時 平成29年4月10日(月)午前10時00分から午前11時55分

2. 開催場所 南小国町役場 議場にて

3. 出席委員 (10人)

1番 後藤 六男 委員	2番 井 由巳子 委員
3番 村上 文秋 委員	4番 中 村 日出巳 委員
5番 河津 利明 委員	6番 宅野 伸一 委員
7番 武田 時吉 委員	8番 佐藤 省市 委員
9番 下城 知奈美 委員	10番 齊藤 恒也 委員

4. 欠席委員 (2人)

11番 河津 篤 委員  
12番 高橋 周二 委員

5. 会事録署名委員の指名 (7番委員: 8番委員)

6. 事務局職員の任免について

7. 議案第 1 号 農地法各条関係審議について

8. 議案第 2 号 平成29年南小国町農用地利用集積計画の決定について

9. 議案第 号 その他

8. 職務のため議場に出席した事務職員(4名)

事務局長 本田 圭一郎  
事務局職員 佐藤 亮  
農林課職員 井野 寛之  
農林課嘱託 家入 節子

○会 長

おはようございます。

それでは平成29年度4月の南小国町農業委員会総会をただ今から開催いたします。

本日は11番 河津 篤委員、12番 高橋周二委員が欠席となっております。

事前に連絡をいただいております。

本日は出席は過半数を超えておりますので、総会は成立しております。

それでは日程第1の会議録署名委員の指名を行います。

7番、武田時吉委員。8番、佐藤省市委員にお願いいたします。

### 事務局職員の任免について

続きまして、日程第2の事務局職員の任免について、こちらのほうから提案をいたします。

農業委員会事務局職員の任免について

農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定に基づく、事務局職員につきまして下記の通り任免するものとする。

#### 記

事務局長に任命するもの : 本田圭一郎

事務局長を免職するもの : 佐藤 昭博

事務局員に任命するもの : 佐藤 亮

事務局員を免職するもの : 井野 寛之

でございます。

以上この件については報告とさせていただきます。

本日は会議室の中には井野寛之氏は同席させていただきますので、ここで了解を取らせていただきたいと思います。

### 議案第1号 農地法各条関係申請審議について

続きまして日程第3 「議案第1号 農地法各条関係審議について」を上程いたします。事務局から説明をお願いいたします。

○事務局長

はい。それではご説明いたします。

資料の2ページをご覧ください。

#### 【議案第1号 農地法各条関係申請審議について詳細に説明】

今月の農地法各条関係審議は第3条が3件、第4条が3件、第5条が1件でございます。

それでは3ページをご覧ください。

3条の規定による許可申請について、受付番号1についてご説明いたします。

本案件は自作地所有権移転の案件で、理由として、農業後継者への生前贈与のためです。

申請人(譲渡人)は(〇〇〇)の〇〇〇〇氏。(譲受人)は(〇〇〇)の〇〇 〇氏です。許可を受けようとする土地の所在につきましては、南小国町大字中原字向田5115-2。地目は田で、面積3,093㎡。同じく字上ノ原5146-1。地目は田で、面積1,236㎡。同じく5146-4。地目は田で、面積999㎡。同じく5146-5。地目は田で、面積517㎡。合計、田4筆で面積5,845㎡でございます。

当該農地の所在につきましては、4ページの左側に位置図としてありまして、また、本日お配りしました現況写真の1ページ目が対象となっております。

この案件につきましては、農地法第3条第2号各号には該当しないと思われ許可要件のすべてを充たしていると考えます。

以上で受付番号1の説明を終わらせていただきます。

○会長

はい。続いて担当地区委員からの説明をお願いいたします。

(7番委員手をあげる)

7番 武田時吉委員。

○7番委員

〇〇〇〇氏より、後継者の〇氏に所有権移転したいという申し出がありました。私としては特に問題はないと思いますが、皆様のご審議のほどよろしく願います。

○会長

はい。ただいま事務局並びに担当地区委員からの説明がございました。

この3条の整理番号1について質問等ございませんでしょうか。

(ありませんの声あり)

はい。質問がないというようなことでありますので、採決に移りたいと思います。

3条関係の整理番号1について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

<全員挙手>

はい。全員挙手でありますので、原案のとおり許可することに決定をいたします。

続きまして、整理番号2について事務局から説明をお願いいたします。

○事務局長

はい。それでは受付番号2の説明をいたします。

本案件は自作地所有権移転の案件で、理由は、譲受人の農業経営規模拡大のためです。

申請人 譲渡人は(〇〇〇)の〇〇〇〇〇〇氏。譲受人は(〇〇〇)の〇〇〇〇〇氏です。許可を受けようとする土地の所在につきましては、南小国町大字赤馬場字平爪1321。地目は田で、面積1,753㎡でございます。

当該農地の所在につきましては、4ページの右側に位置図、そして本日お配りしました現況写真の2枚目の下段になります。

この案件につきましては、農地法第3条第2号各号には該当しないと思われ許可要件のすべてを充たしていると考えます。

以上で受付番号2の説明を終わります。

○会長

はい。続いて担当地区委員からの説明をお願いしたいと思います。

(6番委員手をあげる)

6番 宅野伸一委員。

○6番委員

はい。ご説明いたします。

去る3月13日に〇〇氏より相談がありまして、現地の確認をしました。写真のとおり現況では前の方が畑を作っておりまして、畑のようになっておりますけど、これを土手をちゃんと作って水田として作っていきたい、ということでありましたので、問題はないと思いますがご審議よろしくお願いいたします。

○会長

はい。ただいま事務局並びに担当地区委員から説明がございました。

整理番号2について質問等あるかたはおられませんでしょうか。

(ありませんの声あり)

はい。質問がないということですので、採決に移りたいと思います。

3条関係の整理番号2について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

<全員挙手>

はい。全員挙手でありますので、原案のとおり許可することに決定いたします。

続きまして、3条の整理番号3について事務局から説明をお願いいたします。

○事務局長

はい。それでは受付番号3をご説明いたします。

本案件は自作地所有権移転の案件で、理由は、譲受人の農業経営規模拡大のためです。

申請人 譲渡人は(〇〇〇〇〇〇〇)の〇〇 〇氏。譲受人は(〇〇〇)の〇〇〇〇〇氏です。許可を受けようとする土地の所在につきましては、南小国町大字満願寺字蔵床5737。地目は田で、面積710㎡。同じく5738。地目は田で、面積300㎡。同じく字白川6132。地目は畑で、面積366㎡。同じく6138。地目は畑で、面積251㎡。同じく6123。地目は田で、面積3,695㎡。合計田3筆で4,705㎡。畑2筆617㎡でございます。

当該農地の所在につきましては、5ページに位置図。現地の写真につきましては3ページになります。

この案件につきましては、農地法第3条第2号各号には該当しないと思われ許可要件のすべてを充たしていると考えます。

以上で受付番号3の説明を終わります。

○会長

はい。続きまして担当地区委員からの説明をお願いいたします。

(2番委員手をあげる)

2番 井 由巳子委員。

○2番委員

はい。それでは3番について説明させていただきます。

去る3月17日に譲受人の〇〇さん、それと事務局の井野君、私で現地立ち合いをいたしました。上4筆は現在耕作されておりませんが、今後上草などを切って適切な管理をしていくとのことで確認をしております。

どうぞ審議をお願いいたします。

○会長

はい。ただいま事務局並びに担当地区委員から説明がございました。

この件について質問等ございませんでしょうか。

その前にちょっと書類の整理について事務局から説明をお願いします。

○事務局長

一部資料の訂正をお願いいたします。

本日お配りしました現地確認写真関係の3ページ目下段現地所在地ということで、大字満願寺字白川6132、畑366㎡。5138、田251㎡。という記載がございます。その件に関しまして、訂正をお願いいたします。

正しい記載として、大字満願寺字白川6132、畑366㎡。5138と記載しておりますけど6138。同じく田と記載しておりますが畑の251㎡。ということで申し訳ございませんけど訂正のほうをお願いいたします。

また、次のページになります字白川6123ですけれども畑366㎡につきまして3,695㎡で、なおかつ畑を田と訂正をお願いいたします。なお、5138田251㎡を削除ということでお願いいたします。

○会長

ただいま事務局から資料の訂正をしたところでございます。

整理番号3について質問等ございませんでしょうか。

(6番委員手をあげる)

はい。6番 宅野委員。

○6番委員

はい。この白川の6132の畑なんですけど、写真を見るだけなんですけど、大きい雑木と笹が大きく立っているんですけど、これも畑にするということでいいんですか。

○会長

はい。事務局から説明をお願いいたします。

○事務局長

すみません事務局長が説明すべきところですが、事務局職員からご説明をさせていただきます。

○事務局  
職員

説明させていただきます。場所が非常にわかりにくいんですけれども、この上が斜面になっておりまして、この上のほうに笹竹が生えている部分ですね、こちらのほうが元々畑であったんですね。そちらのほうの竹をきれいに伐採いたしまして、耕してからまた畑として利用していくと。現地として今までもこの写真の中央より上段の部分が畑だったんですけれども、今までも機械が入るような土地ではなくて、この写真を撮っている場所には元々家があって、その裏のほうに人が歩いて登っていくような道がありまして、それで耕作をしていたけれども諸般の事情により耕作

できなくなり、現状の笹竹が生えたような状態になっております。

以上です。

○会長

補足説明ですが5ページの図面のどの部分にあたるのかな。

○事務局

5ページの申請地の位置図でいいますと、ちょうどいちばん真ん中の小さいところ  
職員  
ろです。白川天満宮の左側のところ。こちらのほうになります。

○会長

ほかに質問ございませんでしょうか。

(ありませんの声あり)

はい。質問がないということでありますので、採決に移りたいと思います。

3条関係の整理番号3について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

<全員挙手>

はい。全員挙手でありますので、許可することに決定をいたします。

続きまして、6ページですね。4条関係の整理番号1について事務局から説明をお願いいたします。

○事務局長

はい。それでは説明いたします。資料の6ページになります。

農地法の第4条の規定による許可申請について、受付番号1についてご説明いたします。

申請地の所有者は(〇〇〇)の〇〇 〇氏。土地の所在等につきましては大字満願寺字原田864番地3。台帳・現況共に田で、面積411㎡でございます。転用の理由ですが、個人住宅建築のためということでございます。

農地の所在につきまして、7ページの左側に位置図を付けております。

なお、現況確認写真については先ほどお配りしました5枚目上段に記載してございます。

この案件の農地区分につきましては、中山間地域で小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。

その他一般基準も満たしていると思われれます。

以上で説明を終わります。

○会長

続きまして担当地区委員の説明をお願いいたします。

(10番委員手をあげる)

はい。10番 齊藤恒也委員。

○10番

はい。この案件につきまして、今年の10月11日に上程されております。

委員

その時の許可は一応もらっていたんですが、県のほうの震災に対する転用としては7反くらいあったので広いのではないかとということで、面積を減らすようにということで今回の申請になったわけです。

震災で住宅のほうはもう住めなくて、小屋のほうに住んでいるような状況なので、皆様のご判断よろしくをお願いいたします。

○会長

はい。ただいま事務局並びに担当地区委員から説明がございました。

この件について、質問ございませんでしょうか。

前回10月の総会においてですねこの件については審議しております。

その経緯をですね事務局のほうから説明をしていただきます。

○事務局

説明をさせていただきます。

職員

昨年10月の総会時にですね、町のほうから農業振興地域、農振農用地に当該地が含まれておりまして、その除外に対する協議を農業委員会に求められました。その時は600㎡ということで、一筆分丸々除外は問題ないでしょう、ということで、除外して問題ないという答申を町のほうへ返しました。

その後、町のほうがですね熊本県と協議をいたしまして、隣接地に雑種地があるんですけども、その延長線上の範囲であれば農振除外を認めるということで回答をいただきましたので、当初600㎡で除外を検討しておりましたが、県との協議の結果411㎡を除外しました。除外に伴いまして、元々の864の1を分筆しまして864の3の411㎡、こちらのほうを個人用住宅建築のためということで、今回転用の申請をあげているところであります。

以上です。

○会長

はい。ただいま事務局のほうから10月の総会の審議状況を説明していただいたところでございます。

今回の申請は411㎡ということで通常住宅等の場合500㎡以下であればですね大体認められるということでございます。

何か質問等ございませんでしょうか。

(ありませんの声あり)

はい。質問がないというようなことでございますので、採決に移らせていただきます。

原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

<全員挙手>

はい。全員挙手でありますので、4条整理番号1につきましては許可相当の意見を付して県に進達することに決定いたします。

それでは整理番号2について事務局から説明をお願いいたします。

○事務局長

はい。それでは説明いたします。資料の6ページになります。

農地法の第4条による許可申請について、受付番号2についてご説明いたします。

申請地の所有者は○○○○○○○○の○○ ○氏。土地の所在等につきましては大字満願寺字蛇崩5684-2。台帳・現況共に田で、面積1,176㎡。同じく5685-1。台帳・現況共に田で面積558㎡。合計2筆で面積1,734㎡でございます。転用の理由ですが、植林のためということでございます。

この案件の農地区分につきましては、中山間地域で小集団の生産性の低い農地で



あることから第2種農地と判断されます。

また、その他一般基準等も満たしているものと思われます。

当該農地の所在につきましては、次ページの7ページに記載しておるところです。右側でございます。そして本日お配りしました現況確認写真についても5枚目の下段側以降に記載してございます。

なお、事務局員より補足説明がございましてよろしくお願いたします。

○会長

はい、どうぞ。

○事務局

本案件につきまして補足説明をいたします。

職員

当該農地は現状として山林となっており、申請人より始末書が提出されておりますので、読み上げさせていただきます。

始末書

1. 不動産の表示

阿蘇郡南小国町大字満願寺字蛇崩5684番2。畑1, 176㎡。

阿蘇郡南小国町大字満願寺字蛇崩5685番1。田558㎡。

2. 現況

申請地は全域において約30年の竹や雑木の山林となっております。

3. 理由

申請地は以前の所有者が農地として維持管理していくことが困難なため耕作しておらず、約30年ほど前から竹や雑木が覆い茂る山林となっているものです。農地法に不慣れな以前の所有者が無断転用いたしましたことを深くお詫びするとともに今後このようなことのないよう反省いたしますので、ご寛大なる詮議をもって許可くださいますようお願いいたします。

以上で補足説明を終わります。

○会長

それでは担当地区委員からの説明を受けたいと思います。

(2番委員手をあげる)

はい。2番 井 由巳子委員。

○2番委員

はい。説明させていただきます。

まず2番の案件についてですけれども、3月17日に関係者の方それと事務局の井野君、私で現地確認をいたしました。

蛇崩のこの2筆は30年ほど前から耕作されておらず、荒れた状態で現在竹林となっております。今後、農地としてはかなり難しいと思われます。この状況から転用も認めざるを得ないと思われます。併せて始末書も提出されておりますので、皆様のご寛大なる審議、ご承認をお願いいたします。

○会長

はい。ただいま事務局並びに担当地区委員から説明がございました。この件につきまして皆さんのほうから質問等ございませんでしょうか。

(6番委員手をあげる)

- 6番委員 はい。6番 宅野伸一委員委員。  
場所はこの写真で見るとどこになりますか。
- 会長 事務局説明をお願いします。
- 事務局 奥のほうが一段下がってしまっていて竹が茂っているところと、手前の笹が覆って  
職員 るところです。
- 会長 ほかにございませんか。  
(ありませんの声あり)  
はい。質問がないというようなことでございますので、採決に移らせていただき  
ます。  
原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。  
<全員挙手>  
はい。全員挙手でありますので、4条関係整理番号2については許可相当の意見  
を付して県に進達することに決定いたします。  
続きまして整理番号3について事務局から説明をお願いいたします。
- 事務局長 はい。それではご説明いたします。資料の6ページになります。  
農地法の第4条による許可申請について、受付番号3についてご説明いたします。  
申請地の所有者は〇〇〇〇〇〇〇の〇〇 〇氏。土地の所在等につきましては、  
大字満願寺字白川6154。台帳・現況共に田で、面積528㎡。転用の理由です  
が、宅地転用のためということでございます。  
この案件の農地区分につきましては、中山間地域で小集団の生産性の低い農地で  
あることから第2種農地と判断されます。  
また、その他一般基準等も満たしているものと思われ  
当該農地の所在につきましては、次ページの8ページに記載しておるところです。  
そして、本日お配りしました現況確認写真の6枚目でございます。  
なお、事務局員より補足説明がございますのでよろしくをお願いいたします。
- 事務局 本案件につきまして補足説明をいたします。  
職員 当該農地は現状として宅地となっており、申請人より始末書が提出されておしま  
すので、読み上げさせていただきます。  
始末書  
1. 不動産の表示  
阿蘇郡南小国町大字満願寺字白川6154番。田528㎡。  
2. 現況  
申請地は以前の所有者が約55年前に自宅を建築し、以来、宅地として使用  
しているものです。  
3. 理由  
申請地は以前の所有者が自宅を建築したものです。

農地法に不慣れなため無断転用致しましたことを深くお詫びしますとともに、今後このようなことのないよう反省いたしますので、ご寛大なる詮議をもって許可くださいますようお願いいたします。

以上補足説明を終わります。

○会長

続きまして、担当地区委員から説明をお願いいたします。

(2番委員手をあげる)

はい。2番 井 由巳子委員。

○2番委員

はい。3番に関して説明させていただきます。

去る3月21日に関係者、役場の井野君、私で現地の確認をいたしました。

こちら私を知る限り、30年前より住居が立っており、おそらく農地であることを知らず建築されたのではと思われ、元住人のお母さまも亡くなっており、娘さんと関係者の方が手続きをされ現在に至っております。こちらの件も転用を認めざるを得ないと思われ。尚、3番の始末書も提出なされています。

どうぞ皆様の寛大なご審議ご承認をお願い申し上げます。

○会長

はい。ただ今事務局並びに担当地区委員から説明がございました。

この件について質問等ございませんでしょうか。

(ありませんの声あり)

はい。質問がないというようなことでございますので、採決に移らせていただきます。

原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

<全員挙手>

はい。全員挙手でありますので、4条関係整理番号1については許可相当の意見を付して県に進達することに決定いたします。

続きまして5条関係番号1について事務局から説明をお願いします。

○事務局長

はい。それでは説明いたします。資料の9ページになります。

譲渡人(〇〇〇)〇〇〇〇氏。譲受人(〇〇〇)(〇)〇〇〇。申請物件は大字満願寺字小田5899番。台帳・現況共に田で面積1,153㎡です。転用の理由は譲受人経営の旅館の駐車場建設のため、ということです。

この案件の農地区分につきましては、中山間地域で小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。

また、その他一般基準等も満たしているものと思われ。

当該農地の所在につきましては、次ページの8ページに記載しております。

そして、本日お配りしました現況確認写真の6枚目でございます。

○会長

続きまして、担当地区委員から説明をお願いいたします。

(2番委員手をあげる)

はい。2番 井 由巳子委員。

○2番委員

はい。説明させていただきます。

番号1について去る3月22日に関係者、〇〇さん、事務局の井野君、私で現地確認をいたしました。

申請者は付随したキャンプ場を売買します。申請されている農地を旅館の駐車場として、どうしても必要だということです。ご存知だと思いますが小田地区全体はかなり狭い谷間の中で、他の土地で適用な土地がないのが現状です。

申請者の〇〇さんも女性一人で、後継者も勤めに出られて、農地として、維持、管理が困難だと思われまます。

どうぞ皆様、ご審議、ご承認のほどよろしくお願ひします。

○会長

はい。ただ今事務局並びに担当地区委員から説明がございました。

この件について質問等ございませんでしょうか。

(ありませんの声あり)

はい。質問がないというようなことでございますので、採決に移らせていただきます。

原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

<全員挙手>

はい。全員挙手でありますので、5条関係番号1については許可相当の意見を付して県に進達することに決定いたします。

### 平成28年南小国町農用地利用集積計画の決定について

続きまして議案第2号「平成29年南小国町農用地利用集積計画の決定について」を事務局から説明をお願いいたします。

○事務局長

はいそれではご説明いたします。

資料の11ページをお願いいたします。

#### 【平成28年南小国町農用地利用集積計画の決定について詳細に説明】

今月の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による案件は8件です。

それでは12ページをお願いいたします。

受付コード 29008

登録区分は再設定です。

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇氏。南小国町満願寺〇〇〇〇番地。利用権の設定をするもの 〇 〇〇〇氏。南小国町満願寺〇〇〇〇番地。利用権を設定する土地は大字満願寺字吉原5456番地1。現況地目は田で面積4,488㎡です。借受目的は水稻栽培に供するためです。設定する権利の種類は平成29年4月1日から平成33年3月31日までの4年間の賃借権で、賃借料は10a当たり60kgとなっております。

利用権の設定等を受ける〇〇〇〇氏の農業経営状況等ですが、年齢65歳。農作業日数240日。他詳細はそこに書いてあるとおりでございます。

続きまして13ページをお願いします。

受付コード 29009

登録区分は再設定です。

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇氏。南小国町中原〇〇〇番地。利用権の設定をするもの 〇〇〇〇氏。南小国町中原〇〇〇番地。利用権を設定する土地は大字中原689番地1。現況地目は田で面積1,747㎡。他6筆で、合計9,329㎡です。借受目的は椎茸栽培、野菜、水稻栽培に供するためです。設定する権利の種類は平成29年1月1日から平成38年12月31日までの10年間の使用貸借権で借賃は発生しておりません。

利用権の設定等を受ける〇〇〇〇氏の農業経営状況等ですが、年齢50歳。農作業日数250日。他詳細はそこに書いてあるとおりでございます。

続きまして14ページをお願いします。

受付コード 29010

登録区分は新規です。

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇氏。南小国町中原〇〇〇〇番地。利用権の設定をするもの 〇〇〇〇氏。南小国町中原〇〇〇〇番地。利用権を設定する土地は大字中原字芹原4993番地1。現況地目は田で面積3,640㎡。他6筆で、合計9,938㎡です。借受目的は水稻、野菜栽培、畜産に供するためです。設定する権利の種類は平成29年4月1日から平成39年3月31日までの10年間の使用貸借権で借賃は発生しておりません。

利用権の設定等を受ける〇〇〇〇氏の農業経営状況等ですが、年齢44歳。農作業日数300日。他詳細はそこに書いてあるとおりでございます。

続きまして15ページをお願いします。

受付コード 29011

登録区分は新規です。

利用権の設定を受ける者 (〇)〇〇〇〇〇〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇〇氏。熊本県阿蘇郡南小国町中原463番地。利用権の設定をするもの 〇〇〇〇氏。南小国町赤馬場〇〇〇〇-〇番地。利用権を設定する土地は大字中原字西和田4-1。現況地目は田で面積891㎡。他1筆で、合計2,662㎡です。借受目的は水稻栽培に供するためです。設定する権利の種類は平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間の賃借権で賃借料は10a当たり60kgです。

利用権の設定等を受ける(〇)〇〇〇〇〇〇〇〇〇の農業経営状況等の詳細はそこに書いてあるとおりでございます。

続きまして16ページをお願いします。

受付コード 29012

登録区分は再設定です。

利用権の設定を受ける者 ○○○○氏。南小国町満願寺○○○○番地。利用権の設定をするもの ○○○○氏。南小国町満願寺○○○○番地。利用権を設定する土地は大字満願寺字中園臺8910番地2。現況地目は田で面積2,268㎡。他2筆で、合計3,023㎡です。借受目的は水稻栽培に供するためです。設定する権利の種類は平成28年12月1日から平成33年11月31日までの5年間の賃借権で賃借料は全筆で360kgです。

利用権の設定等を受ける○○○○氏の農業経営状況等ですが、年齢68歳。農作業日数240日。他詳細はそこに書いてあるとおりでございます。

続きまして17ページをお願いします。

受付コード 29013

登録区分は新規です。

利用権の設定を受ける者 ○○ ○氏。南小国町満願寺○○○番地。利用権の設定をするもの ○○○○氏相続人代表 ○○○○氏。南小国町赤馬場○○○○番地。

利用権を設定する土地は大字赤馬場字千光寺2269-1。現況地目は田で面積664㎡。借受目的は水稻栽培に供するためです。設定する権利の種類は平成29年4月1日から平成33年3月31日までの4年間の賃借権で賃借料は10a当たり18,000円です。

利用権の設定等を受ける○○ ○氏の農業経営状況等ですが、年齢44歳。農作業日数250日。他詳細はそこに書いてあるとおりでございます。

続きまして18ページをお願いします。

受付コード 29014

登録区分は新規です。

利用権の設定を受ける者 ○○○○氏。南小国町満願寺○○○○番地○○。利用権の設定をするもの ○○○○氏。南小国町中原○○○○番地。利用権を設定する土地は大字中原字平瀬1532番地。現況地目は田で面積4,535㎡。借受目的は水稻栽培に供するためです。設定する権利の種類は平成29年4月1日から平成32年3月31日までの3年間の賃借権で賃借料は1筆当たり38,400円です。

利用権の設定等を受ける○○○○氏の農業経営状況等ですが、年齢36歳。農作業日数240日。他詳細はそこに書いてあるとおりでございます。

以上8件すべて農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を充たしているものと考えられます。

これで説明を終わります。

○会長

はい。ただ今事務局から説明がございました。

13ページの受付コード29009につきまして、関係委員さんがおられますの

で、先に採決を行いたいと思います。

9番委員退席をお願いします。

(9番委員退席する)

それではまず29009につきまして質問等ございませんか。

(ありませんの声あり)

ないということですので、採決に移りたいと思います。

受付番号29009につきまして原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を  
お願いします。

<全員挙手>

はい。全員挙手でありますので、この件については決定することといたします。

それでは9番委員議場のほうに戻っていただきたいと思います。

9番委員着席どうぞ。

(9番委員着席)

続きまして、他7件について質問等ございませんでしょうか。

(5番委員手をあげる)

はい。5番 河津利明委員。

○5番委員

16ページの終期のところは、11月は30日までと思いますが。

○会長

事務局どうぞ。

○事務局長

申し訳ございません。11月31日と記入していますが、11月は30日までで  
すので30日と訂正をお願いします。

○会長

11月30日と訂正をお願いします。

ほかに質問等ございませんか。

(ありませんの声あり)

ないということですので、採決に移りたいと思います。

7件について南小国町農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり承認す  
ることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

<全員挙手>

はい。全員挙手でありますので、この7件については決定することといたします。

以上、先に採決しました受付コード29009の件と合わせまして8件につきま  
しては、南小国町長へ報告をすることといたします。

## そ の 他

続きまして、その他ということですが、何かございませんでしょうか。

ないようでありましたら本日の総会はこれで閉じます。

どうもありがとうございました。

会議の内容に相違なきことを認め、ここに署名する。

平成29年4月10日

南小国町農業委員会 会長

\_\_\_\_\_

署名委員 7番

\_\_\_\_\_

署名委員 8番

\_\_\_\_\_

会議録調整者 佐藤 亮

本誌 表紙共 枚